

## 令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

個人情報保護委員会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績を次のとおり公表する。

### 1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法及び閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから環境配慮契約の推進を図ることとした。

### 2. 令和7年度における委員会の環境配慮契約の締結状況

「電気の調達」、「自動車の賃貸借」、「船舶の調達」、「省エネルギー改修事業（ESCO事業）」、「建築物の設計」、「建築物の維持管理」、「建築物の改修」及び「産業廃棄物の処理」に係る環境配慮契約について、該当する実績がなかった。